

ご存知
ですか？

登録型



本人通知制度

登録しよう！ 自分で守ろう！ 個人情報

登録型本人通知制度とは？

住民票の写しや戸籍の証明書などを第三者・代理人が取得した場合に、**事前登録した方（本人）へお知らせする制度**です。住民票の写し等を第三者に交付されたことを早期に知ることができ、**不正請求及び不正取得の防止**に役立ちます。また、制度が周知されることで、**身元調査などの未然防止や委任状の偽造抑制**にもつながります。



通知までの
流れ

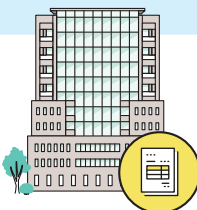


**本人が事前に
登録申請します**

パソコン・スマートフォン
からオンラインで申請
し、登録します。



**第三者・代理人が
住民票の写し等を
請求します**



**住民票の写し等を
交付します**



**登録者（本人）へ
通知が届きます**

住民票の写し等を交付した
事を登録された方（本人）へ
お知らせします。

通知の内容

- 交付年月日
- 交付証明書の種別
- 交付通数
- 交付請求者の種別

**申請は、パソコンや
スマートフォンからオンラインで！**



**詳しくは
こちらから！**



登録できる人

福山市に住民票または戸籍がある人（過去にあった人を含む。）

申請方法

福山市のホームページ
「福山市電子申請サービス」からお手続きください。

電子申請が
できる人

本人 ※法定代理人（親権者のみ）は代理で申請ができます。

※市民課・各支所の窓口でも申請できます。詳しくは市民課へお問い合わせください。

福山市 本人通知制度



お問い合わせ先 ▶ 福山市役所 市民課（Tel.084-928-1057）

パソコン・スマートフォンで登録が可能です!

24時間、いつでもOK!

ご登録はこちらから!



必要なもの

本人確認書類の画像(マイナンバーカード、免許証等)

福山市 電子申請



① 手続きページへアクセス

「福山市電子申請システム」ページにアクセスし「登録型本人通知制度の登録申請」を選択してください。
または右上の二次元コードを読み取ればすぐにアクセスできます。

② ログイン

利用者登録せずに申し込む場合はAのボタンを押してください。

利用者登録済の方はBにID・パスワードを入力してください。

③ お手続き内容の確認

利用者登録済の方はSTEP5へお進みください。

利用者登録せずに申し込む方はSTEP4へお進みください。

④ メールアドレスの入力

連絡先のメールアドレスを入力し「完了する」を押してください。入力いただいたメールアドレスに、登録画面のURLが届きます。

⑤ 登録画面

申請者の情報や、通知対象とする住所、戸籍を入力してください。

本人確認書類の画像は「添付ファイル」ボタンから添付できます。

入力が終わったら、「確認へ進む」を押してください。

⑥ 申し込み

入力内容を確認後、「申し込む」を押してください。

⑦ 申請完了、受理メールのご確認

後日、登録日をお知らせするメールが届きます。
登録日は、**申請日の翌週の木曜日**です。